

法務総合研究所研究部報告

13

—年少少年の非行—

2001

法務総合研究所

は し が き

ここ何年か、少年による凶悪な犯罪が社会の耳目を集める状況が続いてきた。これらの犯罪には、低年齢の少年による、動機や犯行形態等においてこれまで例を見なかったような事案もあり、社会各層で論議がかわされてきている。

昨年11月に「少年法等の一部を改正する法律」が可決成立し、第二次大戦後の半世紀余、我が国の少年刑事司法の基本を規定してきた少年法が改正され、本年4月から新たな少年刑事司法の枠組みがスタートすることとなった。これも、このような論議を背景としたものと言えよう。

本研究は、昭和62年から平成9年までの間に、全国の少年鑑別所において作成、蓄積されてきた被収容少年に係る資料を対象とし、少年のうち、近年、衝撃的な犯罪、あるいは非行の低年齢化への懸念等、注目されることの多い、年齢の低い層の少年に焦点を当てて、非行のある年少少年をめぐる様々な事項を取り上げ、それらの事項に変化が見られるのか、見られないのか、見られるとすればどのような変化であるのか等を中心に分析・検討を加えたものである。

少年法が理念としてかかげる「少年の健全育成」は、国民のひとしく願うところであり、我々社会の永遠の課題でもあると言えるであろう。次代を担う少年たちを健やかに育て、導くために、家庭、学校、地域社会など、社会のあらゆる層で、不断の努力を重ねていく必要がある。本研究が、少年非行の問題に関する各方面の論議の基礎資料として、なにがしかでも参考となることがあれば幸いである。

終わりに、本研究実施に当たって、法務省矯正局から研究の対象となる資料を提供していただいたことに対し、改めて謝意を表する次第である。

平成13年3月

法務総合研究所長

頃 安 健 司

年少少年の非行

研究官	小	柳	浩	子
研究官	中	野	陽	子
研究官	高	崎	秀	雄
研究官	細	木	邦	子
研究官	松	田	美智子	
研究官	古	田		薫
研究官補	吉	田	里	日
研究官補	兼	平		優

目 次

第1	研究の目的	7
第2	研究対象とする資料	7
1	観護措置の状況	7
2	資料の概要	10
(1)	総数の推移	10
(2)	施設規模別の状況	10
(3)	年齢層別の状況	13
(4)	人口比	16
第3	年少少年の資料	17
1	本件非行	17
(1)	非行名	17
(2)	非行の動機	21
(3)	非行地	23
(4)	共犯の有無及び共犯数	25
(5)	共犯の種類	27
(6)	共犯の役割	29
2	補導・処分歴等	31
(1)	入所回数	31
(2)	在宅保護歴	32
(3)	試験観察歴	33
(4)	保護施設収容歴	34
(5)	本件非行時の身分	36
3	非行・問題行動歴等	37
(1)	非行範囲	37
(2)	非行初発年齢	40
(3)	再非行期間	42
(4)	不良集団所属	44
(5)	問題行動歴	46
(6)	性経験	51
4	家庭	53
(1)	本件非行時の居住状況	53
(2)	養育者	55
(3)	養育者の安定度	56
(4)	父母の養育態度	57
(5)	現在の保護者	58
(6)	保護者の生計	60
(7)	父母への態度	61

(8) 現在の家族の問題	63
5 教育・職業	65
(1) 学歴	65
(2) 職業	66
(3) 就業状態	67
(4) 転職回数	68
6 本人の資質	69
(1) 知能	69
(2) 性格	70
(3) 精神障害	73
(4) 身体疾病	74
第4 各種の集団	75
1 初回入所少年	75
(1) 本件非行	75
(2) 在宅保護歴	76
(3) 問題行動歴	76
(4) 家庭	79
(5) 教育・職業	80
2 強盗事犯少年	82
(1) 本件非行の動機	82
(2) 本件非行の共犯数	82
(3) 本件非行の共犯の種類・役割	83
(4) 再非行期間	84
(5) 初発非行の強盗事犯	84
3 殺人事犯少年	88
(1) 本件非行の動機	88
(2) 非行地	89
(3) 共犯数, 共犯の種類・役割	89
(4) 再非行期間	90
(5) 非行範囲	90
(6) 初発非行の殺人事犯	90
4 被虐待経験のある少年	93
(1) 本件非行	94
(2) 非行範囲	98
(3) 問題行動歴等	98
(4) 家庭の問題	99
(5) 性格	102
第5 昭和と平成	104
1 本件非行の共犯の有無	104
2 現在の保護者	107

3	学職別の状況	107
4	問題行動歴	107
5	知能検査	110
6	法務省式人格目録	110
第6	まとめ	114
1	資料の概要	114
2	年少少年の資料	114
(1)	本件非行	114
(2)	補導・処分歴, 問題行動歴等	115
(3)	家庭	115
(4)	教育・職業	116
(5)	本人の資質	116
3	各種の集団	116
(1)	初回入所少年	116
(2)	強盗事犯少年	117
(3)	殺人事犯少年	117
(4)	被虐待経験のある少年	118
4	昭和と平成	118
	参考資料	121

注 図表中, 特別法に係る非行名の「違反」は省略した。